

配水管布設工事入札参加資格審査申請要領（令和7・8年度用）

宇部市水道局財務課

この要領は、令和7・8年度において水道局が発注する配水管布設工事の入札に参加しようとする者が、資格審査を申請する場合の要領を示したものです。

申請者は、内容を十分に熟知し、申請に当たって間違いのないように注意してください。詳細な事項及び不明な点は、財務課管財係に照会してください。

1 申請者の資格

入札参加資格は、次の項目の全てを満たしていること。

- (1) 建設業法（昭和24年法律100号。以下「法」という。）第3条の規定による水道施設工事の許可を受け、同法第27条の2第1項に規定する経営に関する客観的事項についての審査（経営事項審査）を受けていること。
- (2) 宇部市において令和7・8年度の水道施設工事業に係る建設工事の入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (3) 宇部市水道局指定給水装置工事業者の指定を有する者であること。
- (4) 宇部市内に法上の本店を有している者であること。
- (5) 配水管接続等に必要な資機材を保有している者であること。

2 申請の区分

	管種	口径	必要とする資格
①	ポリエチレン管	全口径	配水用ポリエチレンパイプシステム協会の水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会を受講修了し、その修了証等を有すること。
②	ダクタイル鋳鉄管及び水道局が認定した管材	φ450mm未満	公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Iを受講修了し、その修了証書を有すること。
③	ダクタイル鋳鉄管及び水道局が認定した管材	全口径	公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会大口径管を受講修了し、その修了証書を有すること。

※入札参加を希望する「管種・管口径」の施工に際して必要とする資格等を有する技術者を1人以上雇用していること。ただし、有資格技術者を雇用していない「管種・口径」の工事の入札には参加できません。

※配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催の水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会の詳細については、配水用ポリエチレンパイプシステム協会のホームページ等でご確認ください。

※公益社団法人日本水道協会主催の配水管工技能講習会等の詳細については、公益社団法人日本水道協会のホームページ等でご確認ください。

3 申請受付期間

定期 令和7年2月15日から3月15日まで

追加 随時

申請は、原則、水道局ウェブサイトの登録フォームにより受け付けます。提出期限日までに送信されたものが有効です。

パソコン環境等により、登録フォームによる提出が困難な場合または添付ができなかったファイルについては、該当ファイルのみをメール又は郵送により受け付けます。

メールの場合は提出期限日までの送信、郵送の場合は提出期限日までの消印のあるものが有効です。（メール送信時には、必ず開封確認の要求機能を使用してください。郵送に当たっては、配達証明扱いとしてください。水道局から到達の受領証は発送しませんので、郵便局からの配達証明書を大切に保管してください。）

※登録フォームでの申請は、送信後の確認・修正ができませんので、必要に応じて送信前にデータを保存しておいてください。

【登録フォームの掲載場所】

水道局ウェブサイト <<https://ubesuido.jp/pages/344/>>

添付書類の様式も掲載しています。

4 問合せ先

宇部市水道局財務課管財係

〒755-0022 宇部市神原町一丁目8番3号

TEL 0836-21-2294 FAX 0836-21-2172

E-Mail zaimu@ubesuido.jp

5 添付書類の提出部数（郵送の場合のみ）

1部

6 添付書類

添付書類一覧表

番号	様式番号	様式名又は書類名
(1)		許可（登録）証明書又は許可（登録）通知書の写し
(2)		総合評定値通知書の写し
(3)	2	配水管布設工事従事者名簿
(4)	3	配水管接続等に必要な資機材の保有状況
(5)	4	災害時水道施設応急復旧支援申出書
(6)		建設業従事職員名簿

申請者は、次の(1)から(6)までの添付書類のうち、各申請に必要な書類を登録フォームで提出しなければなりません。

※様式をスキャンしPDFデータ化して、添付してください。(文書等の記載内容が容易に判別できる解像度にしてください。)

※添付ファイルの容量の上限は10MBとなっています。容量が規定値を超える場合はメールで提出してください。(メール本文に、内容が分かるよう記載してください。)

※なお、複数ファイルを添付する場合は、フォルダにまとめ、Zipファイルとして圧縮した上で送信してください。(パスワードは設定しないでください。)

申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事項を記載しなかった場合は入札参加資格を認定しないことがあり、また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合には認定を取り消すことがありますので、十分に注意してください。なお、資格の取消しを受けた場合、その取消しの日から2年を経過しない者については、資格認定を受けることができません。

(1) 許可(登録)証明書又は許可(登録)通知書の写し

「申請者の資格」を有することが確認できる証明書等を添付してください。

なお、許可(登録)の更新手続中の場合は、証明書又は通知書の写しと更新申請(提出先の受付印があるもの)の写しを添付してください。

(2) 総合評定値通知書の写し

直近の審査基準日のもので申請日時点において有効(審査基準日から1年7か月以内)最新のを添付してください。

(3) 配水管布設工事従事者名簿

様式第2号のとおりです。

配水管布設工事に従事する者(役員を含む。)(以下「従事者」といいます。)について、資格等の有無にかかわらず、すべて記入してください。

従事者が(A)欄から(D)欄に該当する資格等を有する場合は、以下にしたがって必要事項を記入してください。

(A) 配水管接続資格

該当する項目に○を記入してください。

(B) 給水装置工事資格

該当する項目に○を記入してください。

(C) 給水装置工事主任技術者

該当する場合は○を記入してください。

(D) 監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等

該当する資格又は経験年数を記入してください。

なお、監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等については、別表の一覧表を参考にしてください。

名簿に記入した従事者については、雇用の証明(健康保険証等)及び資格の証明等を添付してください(いずれも写し)。

- (4) 配水管接続等に必要な資機材の保有状況
様式第3号のとおりです。
保有する資機材について記入してください。なお、リースで対応する場合はリースと記入してください。
- (5) 災害時水道施設応急復旧支援申出書
様式第4号のとおりです。
災害時における水道施設の応急復旧支援に関する協定締結の意志を有しない事業者は、添付の必要はありません。
- (6) 建設業従事職員名簿
宇部市に提出した書類と同一のものを添付してください。

7 その他

- (1) 1(2)について、宇部市に確認照会します。この確認照会の結果、水道施設工事業に係る競争入札参加資格者として認定のない場合は、配水管布設工事入札参加資格についても認定されません。
- (2) 資格審査結果通知書は、審査終了後、速やかに送付します。
- (3) 資格の有効期間は、資格が認定された日から、令和8年度末日までとします。ただし、令和9年度においても、新たな資格が決定するまでは有効とします。
- (4) 申請が受け付けられても、必ずしも入札に指名されるとは限りません。
- (5) 原則として、電子入札の登録がない業者の入札参加は認めませんので、未登録の業者は速やかに「宇部市電子入札システム」に登録をお願いします。

別表

【監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等】 <水道施設工事業>

監理技術者	(1) 1級国家資格者等（※注1参照） (2) 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負金額の額が4,500万円以上である工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者 (3) 国土交通大臣認定者
主任技術者	(1) 下記の実務経験を有する者 ①高等学校の指定学科卒業後 5年以上 ②高等専門学校の指定学科卒業後 3年以上 ③大学の指定学科卒業後 3年以上 （「指定学科」については※注2参照） (2) 10年以上の実務経験を有する者 (3) 国土交通大臣認定者 ①実務経験者（※注3参照） ②1級及び2級国家資格者等（※注1参照）

※注1：監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等

区分	資格		なりうる技術者	
			監理技術者	主任技術者
水道施設工事業	建設業法「技術検定」	1級土木施工管理技士	○	○
		2級土木施工管理技士（土木に限る）	—	○
	技術士法「技術士試験」	上下水道・総合技術監理（上下水道）	○	○
		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（「上水道及び工業用水道」）	○	○
		衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）	○	○
		衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）	○	○

※上記以外にも監理技術者又は主任技術者となりうる場合があります。

詳細は、国土交通省へ確認してください。

※注2：指定学科

区 分	学 科
水道施設 工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科

※注3：主任技術者となりうる実務経験

区 分	実 務 経 験
水道施設 工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者